事例No.	3176
公表年度	R6
団体の属性	町村
団体名	静岡県南伊豆町

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・公共施設の集約化等 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	最適化

事例内容・タイトル

三坂（入間）漁港漁業集落環境整備事業廃止合併浄化槽への転換

出典

上下水道の経営基盤強化に関する研究会⑦
上下水道の経営基盤強化に関する研究会⑧

資料1－1

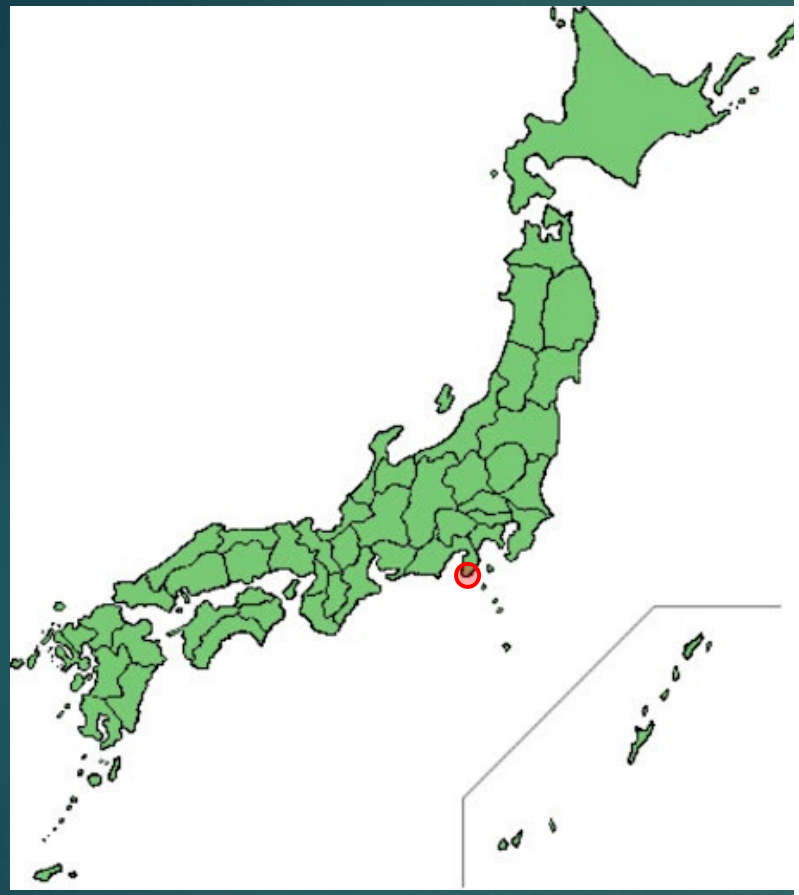
三坂（入間）漁港漁業集落環境整備事業廃止

合併浄化槽への転換

昭和58年(1983)～令和5年(2023)　41年間

静岡県　南伊豆町

南伊豆町の位置



静岡県　伊豆半島最南端の位置
首都東京から200km圏
東京から電車（特急）バスで約３時間



南伊豆町の町勢

人　　口：7,374人（令和６年11月１日現在）

世 帯 数：3,819世帯（令和６年11月１日現在）

面　　積：109.94k㎡（東西11.5km 南北9.7km）

地形地勢：山林70%以上が山林・原野　農耕地10%

主要産業：第3次産業　観光業等

高齢化率：48.7%　人口7,374人中65歳以上人口3,591人（令和６年11月１日現在）

観光客数：906,246人（令和5年度観光交流客数）

観光名所：伊豆半島最南端の石廊崎　1.2kmに及ぶ白砂青松の弓ヶ浜海岸
　　透き通る海のヒリゾ海岸　湯けむりの街下賀茂温泉

南伊豆町の財政規模　令和6年度当初予算

①　一般会計予算		5,295,000,000円
②　国保・介保・財産区等特別会計の計		2,735,460,000円
③　企業会計の計（減価償却費等含）		1,286,051,000円
本町の予算規模（①＋②＋③）		9,316,511,000円

③企業会計の内訳	公共下水道事業会計	421,600,000円
	漁業集落排水事業会計	149,241,000円
	水道事業会計	715,210,000円

本町の予算規模に占める３企業会計の割合	13.80%
本町の予算規模に占める公共下水道事業会計の割合	4.52%
本町の予算規模に占める漁業集落排水事業会計の割合	1.60%
本町の予算規模に占める水道事業会計の割合	7.67%

南伊豆町下水道事業汚水処理の状況　公共下水道事業

汚水処理の状況　地図参照

処理区	湊区・手石区・下賀茂区		
処理場	南伊豆町クリーンセンター		
計画区域面積	127.5ha		
計画人口	12,430人	処理区域人口	2,310 人　R6.11.1現在
計画汚水量（日平均）	2,580㎥/日	実汚水量	1,126 ㎥/日　R5
計画汚水量（日最大）	3,870㎥/日	実汚水量	1,350 ㎥/日　R5
計画汚水量（hr最大）	6,620㎥/日	実汚水量	
供用開始日	平成13年４月１日	24年経過	大規模改修未実施
処理方法	嫌気好気ろ床法		
処理区域内戸数	1,178戸		
下水道接続戸数	685戸		
水洗化率（接続率）	58.1％		

南伊豆町下水道事業汚水処理の状況　漁業集落排水事業

汚水処理の状況　地図参照

子浦集落排水施設

処理区	東子浦区・西子浦区
計画区域面積	35.71ha
計画人口	1,525人
処理区域人口	201人
日平均汚水量	360㎥/日（計画）
日平均汚水量	85㎥/日（実測）
日最大汚水量	510㎥/日（計画）
日最大汚水量	153㎥/日（実測）
供用開始日	平成8年(29年経過)
大規模改修	H27～R1
処理方法	接触ばっ気方式

中木集落排水施設

処理区	中木区
計画区域面積	9.2ha
計画人口	980人
処理区域人口	126人
日平均汚水量	229㎥/日（計画）
日平均汚水量	28㎥/日（実測）
日最大汚水量	280㎥/日（計画）
日最大汚水量	72㎥/日（実測）
供用開始日	平成14年(23年経過)
大規模改修	R4～R6
処理方法	接触ばっ気方式

妻良集落排水施設

処理区	妻良区
計画区域面積	10.0ha
計画人口	940人
処理区域人口	172人
日平均汚水量	254㎥/日（計画）
日平均汚水量	35㎥/日（実測）
日最大汚水量	310㎥/日（計画）
日最大汚水量	57㎥/日（実測）
供用開始日	平成21年(16年経過)
大規模改修	R4～R6
処理方法	接触ばっ気方式

南伊豆町下水道事業の経営状況　公共下水道事業（令和5年度より公営企業会計化）

総事業費	歳出累計（令和4年度まで）	14,295,559,284円
使用料等収入(使用者負担)	使用料等収入累計	1,131,139,780円
一般会計繰入額	一般会計繰入額累計	5,025,961,281円　①
公的資金（総事業費から使用料収入を引いた額）投入額		13,164,419,504円　②

令和5年12月現在加入戸数		680戸　③
１戸当たりの公的資金投入額	②/③	19,359,440 円
１戸当たりの一般会計からの繰入金	①/③	7,391,119 円

令和5年度事業収益決算額	195,249,493円	内一般会計繰入金　97,014,404円
令和5年度事業費用決算額	207,976,757円	
令和5年度資本的収入決算額	132,632,000円	内一般会計繰入金 108,590,000円
令和5年度資本的支出決算額	143,756,611円	

南伊豆町下水道事業の経営状況　漁業集落排水事業（現稼働各施設）

子浦集落排水施設

総事業費	歳出累計（令和4年度まで）	1,555,695,292円	
使用料等収入(使用者負担)	使用料等収入累計	99,667,710円	
一般会計繰入額	一般会計繰入額累計	381,091,377円	①
公的資金（総事業費から使用料収入を引いた額）投入額		1,456,027,582円	②
当初計画加入戸数	169戸	③	
1戸当たりの公的資金投入額	②/③	8,615,547円	
1戸当たりの一般会計からの繰入金	①/③	2,254,978円	

中木集落排水施設

総事業費	歳出累計（令和4年度まで）	977,291,111円	
使用料等収入(使用者負担)	使用料等収入累計	87,566,508円	
一般会計繰入額	一般会計繰入額累計	220,367,524円	①
公的資金（総事業費から使用料収入を引いた額）投入額		889,724,603円	②
当初計画加入戸数	81戸	③	
1戸当たりの公的資金投入額	②/③	10,984,547円	
1戸当たりの一般会計からの繰入金	①/③	2,720,586円	

妻良集落排水施設

総事業費	歳出累計（令和4年度まで）	1,107,306,530円	
使用料等収入(使用者負担)	使用料等収入累計	135,219,928円	
一般会計繰入額	一般会計繰入額累計	213,447,393円	①
公的資金（総事業費から使用料収入を引いた額）投入額		972,086,602円	②
当初計画加入戸数	175戸	③	
1戸当たりの公的資金投入額	②/③	5,554,780円	
1戸当たりの一般会計からの繰入金	①/③	1,219,699円	

南伊豆町下水道事業の経営状況　漁業集落排水事業（令和5年度より公営企業会計化）

総事業費	歳出累計（令和4年度まで）	3,640,292,933円	
使用料等収入(使用者負担)	使用料等収入累計	322,454,146円	
一般会計繰入額	一般会計繰入額累計	814,906,294円	①
公的資金（総事業費から使用料収入を引いた額）投入額		3,317,838,787円	②

令和5年12月現在加入戸数	425戸	③
１戸当たりの公的資金投入額	②/③	7,806,679 円
１戸当たりの一般会計からの繰入金	①/③	1,917,426 円

令和5年度事業収益決算額	104,435,278円	内一般会計繰入金	47,953,755円
令和5年度事業費用決算額	89,606,627円		
令和5年度資本的収入決算額	36,855,100円	内一般会計繰入金	18,048,000円
令和5年度資本的支出決算額	45,792,425円		

南伊豆町下水道事業の経営状況　２企業会計合計

公共下水道事業・漁業集落排水事業

総事業費	歳出累計（令和4年度まで）	17,935,852,217円	A
使用料等収入(使用者負担)	使用料等収入累計	1,453,593,926円	B
一般会計繰入額	一般会計繰入額累計	5,840,867,575円	①
公的資金（総事業費から使用料収入を引いた額）投入額		16,482,258,291円	②
令和5年12月現在加入戸数		1,105戸	③
１戸当たりの公的資金投入額	②/③	14,916,070 円	
１戸当たりの一般会計からの繰入金	①/③	5,285,853 円	
使用料等収入での資金回収率	B/A	8.1%	
一般会計繰入依存率	①/A	32.56%	

＜令和5年度から公共下水道事業及び漁業集落排水事業を公営企業会計化＞

令和5年度事業収益決算額	299,684,771円	内一般会計繰入金	144,968,159円　C’
令和5年度事業費用決算額	297,583,384円　A’		
令和5年度資本的収入決算額	169,487,100円	内一般会計繰入金	126,638,000円　D’
令和5年度資本的支出決算額	189,549,036円　B’		

一般会計繰入依存率　（C’＋D’）÷（A’＋B’）＝55.75%

入間漁業集落排水事業の廃止までの軌跡

廃止に関する協議

１．庁内協議

供用開始から32年が経過し2度目の大規模改修を迎える入間漁業集落排水施設の存続・廃止について次の事項を協議した。

① ５施設の下水道施設を抱える本町の排水処理のあり方の見直し

② 大規模改修費用にかかる町費及び入間区負担費用（将来予測含）

③ 入間区の現状と将来予測

平成30年 9月・・・ 上記3項目について協議の結果、廃止の方向で進めることを決定 浄化槽転換費用全額補助

２．入間区役員との協議　　区民への説明と意見聴取

平成30年11月・・・ 入間区の役員12名に対し施設の存続・廃止に関して、庁内協議した3項目について説明
結論を平成31年9月までとすることを伝える。

平成31年 2月・・・ 区役員との浄化槽転換に関する区民等の不安点について協議

平成31年 4月・・・ 4月の入間区総会開催時に区民に対する説明について事前打ち合わせ

平成31年 4月・・・ 入間区総会（全戸参集）開催時の区民への説明　　区民の意見聴取

平成31年 4月・・・ 総会時に出た区民の意見に対する回答書送付

平成31年 4月・・・ 事業廃止及び浄化槽転換に対し概ね区が同意　事業廃止に向けてのスケジュールを組み始める



入間漁業集落排水事業の廃止までの軌跡　39年間

・・・事業開始から地元区廃止同意まで・・・　昭和58年から令和元年まで

南伊豆町の南西部に位置する三坂漁港入間地区は富士箱根伊豆国立公園の伊豆沿岸水域に面した風光明媚な集落です。当地区は沿岸漁業基地として発展してきましたが近年民宿経営を主体とする観光業も定着化してきています。その反面、下水道が未整備なため、海岸汚染が増大しつつあります。これらのことから地元の強い熱意により昭和58年度に事業の採択を受け昭和61年12月待望の集落排水施設が完成、他地区に先がけて快適で文化的な地区に生れ変るように事業を施工いたしました。　入間集落排水施設パンフレットより

昭和58年度（1983年）着工

世帯数：66世帯（民宿数：48軒）　地区人口：263人　地区年間宿泊客数：18,088人
海水浴シーズン宿泊客数：9,382人（8月の1か月間）　処理能力人口：1,010人

↓

昭和61年度（1986年）完成

総事業費：2億5,000万円　町費：6,875万円　地元負担金：1,678万円

↓

平成13年度（2001年）大規模改修

竣工からの稼働年数：15年　主な改修：機械・電気類
改修費：4,250万円　町費：983万円　地元負担金：421万円

↓

平成30年度（2018年）
廃止に向けた協議を開始

竣工からの稼働年数：32年　大規模改修からの経過年数：17年　世帯数：57世帯（民宿数：少）
地区人口：161人
改修費の概算：約１億4,000万円　町費：約3,100万円　地元負担金：1,080万円

↓

令和元年度（2019年）
入間区との同意

入間区との調整会議及び説明会等：５回開催
入間漁業集落排水施設管路点検：99万円

入間漁業集落排水事業の廃止までの軌跡　　39年間

・・・事業廃止に向けた動きから廃止まで・・・　　令和２年から令和5年まで

令和２年度（2020年）
浄化槽転換等
設置数：27件　転換補助金：51,900,200円　過疎債：50,000,000円
町費：1,900,200円　入間区への維持管理委託費の補填：404,140円

令和３年度（2021年）
浄化槽転換等
設置数：41件　転換補助金：92,535,300円　過疎債：90,300,000円
町費：2,235,300円　入間区への維持管理委託費の補填：1,731,400円
処理場汚泥引抜委託費：1430,000円　処理場付近の排水管布設替工事費：6,754,000円

令和４年度（2022年）
処理場解体及び財産処分
処理場解体工事費：18,117,000円　過疎債：15,000,000円
移管のための道路保全工事：2,409,000円
財産処分：長期利用財産処分報告書提出（令和５年1月17日）　国の報告書受理（令和5年2月2日）

令和５年度（2023年）
処理場解体及び排水管等の移管
処理場解体工事費：2,398,000円
排水管路等の移管　生活環境課⇒地域整備課

平成30年度から令和5年度までの廃止事業費

総事業費：178,669,040円
過 疎 債 ：140,300,000円
一般財源：　38,364,040円

・・・事業を廃止できた要因と入間区の特徴・・・

１．自然流下で処理場に排水を流入できる地形であった

マンホールポンプの設置個所が無く、自然流下で排水処理場へ流入していたため、下水管路については廃止箇所が少なかった。廃止下水管路は、排水処理場は排水処理場周辺のみとなった。

２．各戸（宅内）に浄化槽を設置できるスペースがあった

入間地区は他の漁業集落と異なり家が密集しておらず、各戸に庭や駐車場スペースがあったため設置した68件のうち66件が宅内に設置でき、残りの２件も道路占用と漁港占用の庁内協議で設置ができた。

３．管理業務を入間区が行っていた

管理業務に関して町と入間区で指定管理協定を締結し、使用許可に関する業務、使用料の徴収に関する業務、施設の維持管理に関する業務を入間区が行っていた。

徴収された使用料は入間区が町に納入し、同額を指定管理委託料として町から入間区へ支払っていた。

４．建設及び改修事業費に対する地元負担を求めていた

建設時、大規模改修時には事業費のうち国県補助金を差し引いた残額の30％を入間区が負担していた。小規模修繕費については50％を町が補助していた。

５．地元区を纏める区長や区役員の迅速な理解からの協力

平成30年11月19日に開催した区長及び区役員への事業廃止に向けた説明から、平成31年４月14日の区民全体への説明までの間、区民への情報提供などに協力いただき、区民からの反対意見もなかった。その後も管理業務を行っていたこともあるが区民との調整などに協力いただいた。

合併浄化槽の設置完了までの事務記録

平成30年11月～令和2年3月

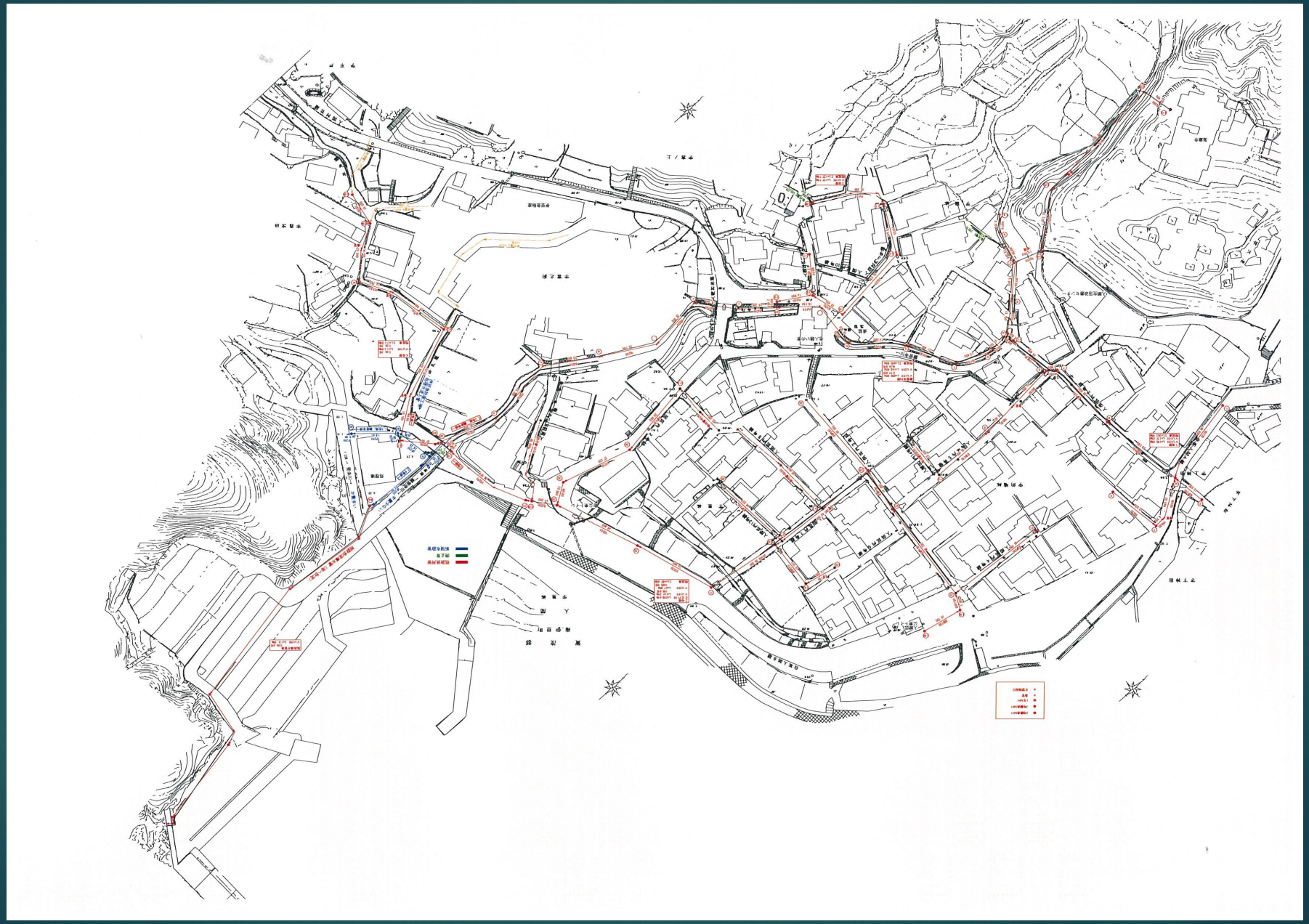
平成30年11月19日	区長と区役員への説明会
平成31年２月25日	区長と区役員との協議
平成31年３月20日	財産処分に関して県と協議
平成31年４月　9日	区長と区役員との協議
平成31年４月14日	区民説明会（入間区臨時総会開催）
平成31年４月19日	区民説明会で出た意見や要望に対して文書にて回答
令和 元 年6 月10日	浄化槽設置に関する所得税などの課税影響について下田税務署との協議（1回目）
令和 元 年6 月24日	浄化槽設置に関する所得税などの課税影響について下田税務署との協議（2回目）
令和 元 年９月20日	合併浄化槽設置工事スケジュール課内協議
令和 元 年10月２日	入間区と補助対象者の確認
令和 元 年10月21日	区長・区長代理との区民説明会について打ち合わせ
令和 元 年10月24日	浄化槽設置届に関して県と協議
令和 元 年10月21日	区長・区長代理との区民説明会の資料確認
令和 元 年11月　6日	補助金交付に関して顧問弁護士との協議
令和 元 年11月12日	管工事組合との区民説明会事前協議
令和 元 年11月14日	区民への事業説明会　町から副町長以下5名及び管工事組合長から説明
令和 元 年11月18日	公共トイレについて入間区長と商工観光課と協議
令和 元 年11月18日	管工事組合と現地調査について協議
令和 ２ 年１月27日	管工事組合と今後のスケジュールについて協議
令和 ２ 年２月10日	入間区と補助対象者の確認
令和 ２ 年２月19日	南伊豆町議会全員協議会
令和 ２ 年３月２日	補助対象者の確認

合併浄化槽の設置完了までの事務記録

令和2年３月～

令和 ２ 年 ３ 月 ５ 日	管工事組合設計見積額の適正についての確認協議
令和 ２ 年 ３ 月18日	管工事組合設計見積の補償部分の確認協議
令和 ２ 年 ３ 月25日	「南伊豆町入間漁業集落排水施設廃止に伴う浄化槽設置補助金交付要綱」制定
令和 ２ 年 ５ 月21日	管工事組合への補助金申請代行及び補助金代理受領の説明
令和 ２ 年 ５ 月22日	入間区長とのスケジュール確認
令和 ２ 年 ６ 月22日	現場確認よって町道に埋められていた宅内配管の占用確認（地域整備課）
令和 ２ 年 ８ 月 ７ 日	入間区に住んでいない建物所有者に対してのアンケート調査
令和 ２ 年10月 ５ 日	入間区との入間区公衆トイレの浄化槽設置の打ち合わせ
令和 ３ 年 ３ 月 16日	入間区への指定管理料の補填について
令和 ３ 年 ５ 月 24日	ひもの工場㈱伊豆急物産南伊豆事業所との協議
令和 ３ 年 ７ 月 16日	伊豆漁協との協議
令和 ３ 年 ７ 月 28日	排水管を河川とすることの協議（地域整備課）
令和 ３ 年 ８ 月 10日	排水管の管理に関する所管替え協議（地域整備課）
令和 ３ 年 ９ 月 22日	入間区との補助対象者協議
令和 ３ 年11月 19日	ひもの工場㈱伊豆急物産南伊豆事業所との協議
令和 ３ 年12月 22日	漁港占用予定者との協議
令和 ４ 年 １ 月 31日	漁港占用・道路占用許可
令和 ４ 年 ３ 月 31日	入間区との維持管理及び料金徴収等に係る指定管理の解除
令和 ４ 年 ７ 月 11日	処理場跡地の管理の確認（地域整備課・商工観光課）
令和 ４ 年 ７ 月 29日	入間区との維持管理及び料金徴収等に係る指定管理に関する要綱整理
令和 ４ 年 ８ 月 24日	補助金交付要綱の廃止
令和 ５ 年 ９ 月 21日	入間漁業集落排水施設の浄化槽使用廃止届書提出
令和 ５ 年 ９ 月 25日	入間漁業集落排水施設の浄化槽使用廃止届書受理

入間漁業集落排水事業全体図



入間漁業集落排水事業　入間地区航空写真



資料１－３

転換の方法を一般化した際に必要と思われるポイント

静岡県南伊豆町生活環境課

一般化すると①　本町の取組が示す転換の必要条件

- 30～75年後に経営が成立しないこと。
- 住民の直接負担額が転換の方が安くなること。
- 浄化槽転換に係る一時的な高額の資金を調達できること。

一般化すると②　転換の取組のハードル

- 廃止した管きょの取り扱いに係るルールと費用
- 公共下水道は転換を想定した法令の整備が必要ではないか。

具体的な費用推計の取組

- 下水道法も浄化槽法も「水環境の保全」を目的としており、どちらも目的を達成することができます。
- 持続可能なサービス提供をしていくためには、「経済性の比較」により最適な手法（装置）を選ぶことが必要。

漁業集落排水事業と公共下水道事業を対比させ、共通の特徴を掴んでみます。

		漁業集落排水施設（入間）廃止における実績（法非適）	公共下水道（分流式）における検討状況（物価上昇率：1.4%/年の場合）
集合処理を継続する場合	収入	・H30年　約300万円（59戸）	・R6　3,700万円 ・R7　4,900万円（700戸）30%値上 ・R37　4,400万円　69%値上 1億円　384%値上
	資本費	・機能保全計画に基づく大規模改修費に75年間で約５億円 ※計画策定時の現在価格	・R4　1億2,000万円/年 町負担：6,000万円 ストックマネジメント計画に基づく改築更新費用を基本としている。 ・R37　1億9,000万円/年 町負担：9,500万円
	維持管理費	・H30　約300万円	・R7　6,700万円/年 ・R37　1億200万円/年
	住民負担	・約５万円/年（使用料） ・約１万円/年（整備分担金）	・R7　30%値上 20㎥/月　36,960円/年 30㎥/月　56,760円/年 ・R37　69%値上 20㎥/月　48,000円/年 30㎥/月　73,700円/年 384%値上 20㎥/月　109,000円/年 30㎥/月　168,000円/年

		漁業集落排水施設（入間）廃止における実績（法非適）	公共下水道（分流式）における検討状況（物価上昇率：1.4%/年の場合）
個別処理へ転換する場合	資本費	・浄化槽設置補助（全額補助） 1億4,400万円 ・処理場解体費 1,800万円 ・補助金返還はなかった。	次の経費等の概算費用を算出中 ・浄化槽設置費 ・管路撤去費 ・処理場処分費 ・補助金返還 ・企業債繰り上げ償還 ・受益者負担金返還
	住民負担	R7 ・１戸（５人槽）あたり32,000円～/年 ・個別浄化槽の償却費　20,000円/年　　62,000円～/年 ・電気代　10,000円/年 R37 ・１戸（５人槽）あたり49,000円～/年 ・個別浄化槽の償却費　30,000円/年　　94,000円～/年 ・電気代　15,000円/年	
住民との合意形成		・集合処理を継続していった場合、住民負担が今より増えていくことを理解していた。 ・住民が将来の世代のために負担が少ない方を選択した。	・令和６年８月議会全員協議会にて議会へ現状を説明した。

		漁業集落排水施設（入間）廃止における実績（法非適）	公共下水道（分流式）における検討状況（物価上昇率：1.4%/年の場合）
集合処理を継続する場合	収入	・H30年　約300万円（59戸）	・R6　3,700万円 ・R7　4,900万円（700戸）30%値上 ・R37　4,400万円　69%値上 1億円　384%値上
	資本費	・機能保全計画に基づく大規模改修費に75年間で約５億円 ※計画策定時の現在価格	・R4　1億2,000万円/年 町負担：6,000万円 ストックマネジメント計画に基づく改築更新費用を基本としている。 ・R37　1億9,000万円/年 町負担：9,500万円
	維持管理費	・H30　約300万円	・R7　6,700万円/年 ・R37　1億200万円/年
	住民負担	・約１万円/年（整備分担金）	・R7　30%値上 30㎥/月　73,700円/年 384%値上 20㎥/月　109,000円/年 30㎥/月　168,000円/年

共通の特徴①　　将来経営していけるのか？ということ
推計期間：漁排75年、公共下水30～40年

		漁業集落排水施設（入間）廃止における実績（法非適）	公共下水道（分流式）における検討状況（物価上昇率：1.4%/年の場合）
集合処理を継続する場合	住民負担	・約５万円/年（使用料） ・約１万円/年（整備分担金）	・R7　30%値上 20㎥/月　36,960円/年 30㎥/月　56,760円/年 ・R37　69%値上 20㎥/月　48,000円/年 30㎥/月　73,700円/年 384%値上 20㎥/月　109,000円/年 30㎥/月　168,000円/年
個別処理へ転換する場合	住民負担	R7 ・１戸（５人槽）あたり32,000円～/年 ・個別浄化槽の償却費　20,000円/年 ・電気代　10,000円/年 R37 ・１戸（５人槽）あたり49,000円～/年 ・個別浄化槽の償却費　30,000円/年 ・電気代　15,000円/年	62,000円～/年 94,000円～/年
住民との合意形成		・集合処理を継続していった場合、住民負担が今より増えていくことを理解していた。	・令和６年８月議会全員協議会にて議会へ現状を説明した。

共通の特徴②
住民の直接負担は高くなるのか安くなるのか？

・住民が将来の世代のために安くなる方を選択した。

		漁業集落排水施設（入間）廃止における実績（法非適）	公共下水道（分流式）における検討状況（物価上昇率：1.4%/年の場合）
個別処理へ転換する場合	資本費	・浄化槽設置補助（全額補助） 1億4,400万円 ・処理場解体費 1,800万円 ・補助金返還はなかった。	次の経費等の概算費用を算出中 ・浄化槽設置費　15～25億円(5～10年) ・管路撤去費 ・処理場処分費 ・補助金返還 ・企業債繰り上げ償還 ・受益者負担金返還

過疎債にて借入

過疎債にて借入を検討

公営企業等整理債にて借入を検討
（償還年限：原則として10年以内）

共通の特徴③
現在の企業債の制度で借入と返済ができるか？

参考）最も経済的な下水道とは

中西準子

1938年中国大連市生まれ
1961年横浜国立大学化学工業科卒業
1967年東京大学大学院工学系博士課程修了，工学博士
東京大学工学部助手などをへて
現在－東京大学環境安全研究センター教授
専攻－環境工学
著書－「都市の再生と下水道」(日本評論社，1979)
「下水道――水再生の哲学」(朝日新聞社，1983)
「飲み水が危ない」(岩波ブックレット，1989)
「いのちの水」(読売新聞社，1990)
「東海道 水の旅」(岩波ジュニア新書，1991)

水の環境戦略
定価はカバーに表示してあります　岩波新書(新赤版)324

1994年2月21日　第1刷発行

著者　中西準子（なかにしじゅんこ）
発行者　安江良介
発行所　株式会社 岩波書店
〒101-02 東京都千代田区一ツ橋2-5-5
電話　案内 03-5210-4000　営業部 03-5210-4111
新書編集部 03-5210-4054
印刷・製本　法令印刷　カバー・半七印刷

© Junko Nakanishi 1994
ISBN4-00-430324-9　Printed in Japan

釈迦に説法ではありますが、わかりやすく整理している図がありましたので記載します。

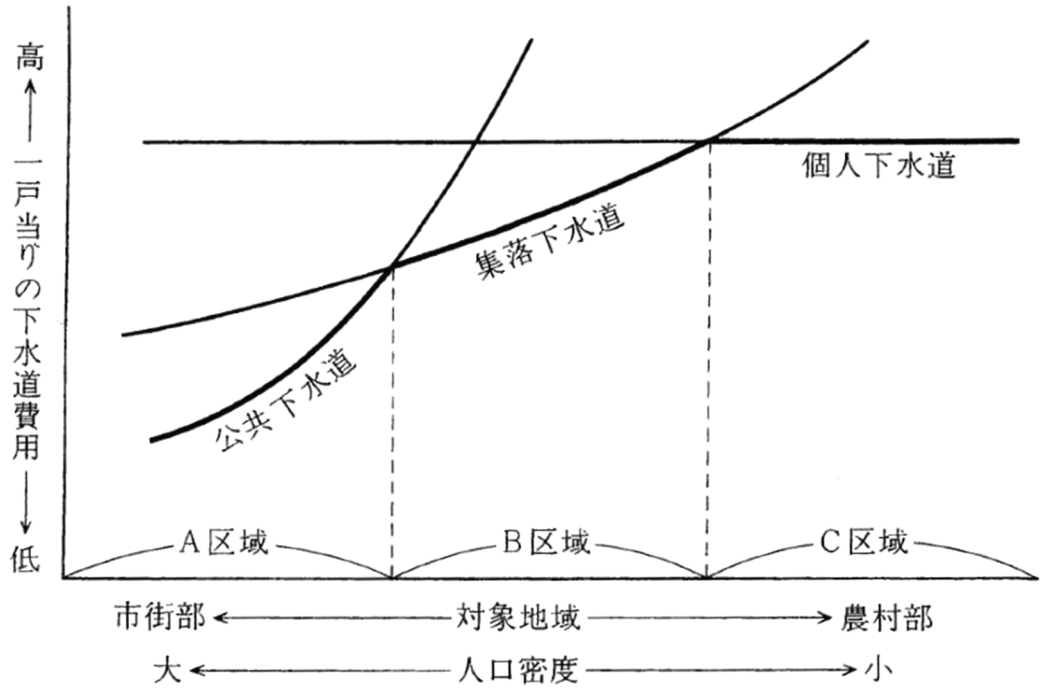


図 2-4　最も経済的な下水道とは

廃止した管きょの取り扱い

- 転換した場合に道路を占用して敷設いる管きょは道路法第40条に基づき原状回復する必要がある。但し書きの運用の対象に廃止した下水道管きょが含まれるのか。

	漁業集落排水施設（入間）廃止における実績（法非適）	公共下水道（分流式）における検討状況
廃止した管居きょ	排水路として利用している。	次の手法を「道路の適正管理」と「経費」の両面から検討中 ・撤去 ・内部充填後存置

公共下水道は転換を想定した法令の整備が必要？

- 供用開始区域内においては、住宅の新築の際に建築基準法第31条及び下水道法第10条の制限がかかる。転換に着手しても新築は接続しなければならない。
- 都市計画法第75条の受益者負担金について、特に、受益者負担金を収めた直後（例えば１年後）の使用者に対しての転換の際の取扱いについて、標準条例等では想定されていない。